

令和8年度精華町つながりサポート事業委託業務仕様書

1. 事業名

令和8年度精華町つながりサポート事業

2. 事業の目的

国の地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）を活用し、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性等が、社会参加に向けた一歩を踏み出せるよう、安心・安全に過ごせる場や同じ悩みを抱える他者との交流の場を提供し、本人の社会参加や孤立防止の促進を図ることを目的とする令和8年度精華町つながりサポート事業を委託により実施するため、実施事業者をプロポーザル方式により公募する。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 委託対象者

NPO（特定非営利法人）、社団法人、財団法人、社会福祉法人等、公益性がある民間団体等で、主に相談業務や居場所業務を実施している民間団体（法人格の有無は問わない）

5. 実施場所

実施事業者が本事業のために確保した施設やスペースで、本町が適当と認めた場所。ただし、近鉄新祝園駅・JR祝園駅から半径1.5キロメートル以内で、活動スペースを30平方メートル以上確保している場所に限る。

6. 支援対象者（以下「対象者」とする。）

本事業の対象者は、孤独や孤立で不安を抱えている女性等や、さまざまな困難を抱えている女性等とし、本人については精華町内に居住する者とする。

7. 事業の内容

（1）女性等のための居場所づくり

様々な困難や課題を抱える女性等がつながりを感じられるよう、同じ境遇の方が互いに支え合い、地域とのつながりの機会としての居場所を提供することを必須とし、居場所づくりの内容については、応募者が提案すること。

（居場所づくりで想定される方法・内容）

- 定期的に女性等が互いに支え合う（ピアサポート）ための居場所の提供
- 日中のフリースペース開放
- 女性等のためのイベント開催（参加者費用は無料） 等

上記以外の内容で困難や不安が深刻な状況となっている女性等について、活躍を推進する事

業の提案も受け付ける。

(想定される事業内容)

- 就労を促すための資格や技術取得促進
- 各種講座、講演会の実施
- 健康づくりのためのレクリエーションの実施
- 専門的なカウンセリング 等

新規で行う事業はもちろんのこと、現在、応募者が実施している事業についても、町が女性活躍の推進に貢献できると判断するものであり、各種補助金の対象となっていないものについては、本事業の対象となりえますが、当該事業に活用を予定している国の地域女性活躍推進交付金(つながりサポート型)の対象とならない可能性もあることから、提案する場合には 事前に町に相談すること。

(2) 本事業に係る周知・広報

チラシ、ホームページ等により、女性活躍推進事業に関する普及啓発を図るとともに、居場所の利用促進を図り、地域の関係機関、関係事業の周知を行う等、利用可能な相談窓口、支援機関の情報を住民にわかりやすく発信する。なお、広報活動の手段や内容については、町と協議のうえ、決定すること。

(3) 関係機関との連携

対象者支援にあたっては、関係機関と連携し、支援体制の充実・強化を図ること。また、学生の力を活用し、学生と連携した事業に取り組むこと。

8. 実施体制

(1) 相談窓口の設置

- ① 実施事業者は、本業務を実施するため、支援拠点とする事務所を町内に設置し、受付窓口を置くこと。
- ② 電話での相談受付、ホームページでの案内等、対象者が利用しやすいよう、工夫すること。

(2) 開所日及び時間

開所日は、最低月2回とし、開所時間は、1日2時間以上を目安とすること。なお、緊急時の家族・関係機関等との連絡体制を確保しておくこと。

(3) 相談支援員の配置

実施事業者は、本業務を適切に実施するため、相談支援員を1名以上配置すること。

9. 関係書類の提出

実施事業者は、本業務の実施にあたり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。様式は任意とする。

(1) 事業計画書

事業の効果的な実施に向けて、事業計画書を町に提出すること。

(2) 業務完了後の報告

- ① 業務完了報告書
- ② 業務実施に要した経費内訳（収支決算報告等）
- ③ その他、町が必要とする書類等

(3) その他

上記のほか、実施事業者は、町からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

10. その他

- (1) 業務の履行に関しては、町と綿密に協議しながら進めるものとする。
- (2) 業務実施にあたり個人情報の取り扱いについては、精華町個人情報保護条例に基づき、適正に行うこと。
- (3) 上記業務内容を遂行するにあたり発生する交通費・通信費等は、町と実施事業者双方が協議のうえ負担する。
- (4) 契約書及び仕様書に定めのないものについては、その都度協議のうえ定める。
- (5) 本件に係る令和8年度予算は議決前であることから、今回の見積結果は令和8年度予算の成立時においてのみ有効であり、契約の締結は令和8年4月1日以降となるので注意すること。